

川越市健康づくり協力店普及事業実施要綱

(目的)

第1条 生活様式が多様化する中、市民の健康づくりの推進及び意識の高揚を図り、食を通じて健康的な生活を送ることができるよう、飲食店等における栄養成分表示の実施及び健康情報の発信を促進していくことを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は川越市保健所とする。

(事業内容)

第3条 保健所長は、本事業に協力する施設を、申請に基づき「川越市健康づくり協力店」として指定することにより行う。

2 「川越市健康づくり協力店」(以下「健康づくり協力店」という。)とは、次に掲げる施設であって、当該各号に規定する取組を実施するものとする。

(1) 健康づくり支援サービス提供の店(一ツ星☆) 別表第1に掲げる健康サービスを1つ以上、各施設の業態に応じて提供していることを利用者に明示し、かつ、各サービスの具体的な内容の表示を行う。

(2) 栄養成分表示の店(二ツ星☆☆) 提供、販売する飲食物に対し、次のア又はイの栄養成分表示を行う。この場合において、栄養成分表示とは食品表示法及び食品表示基準に従った表示を行うものとする。

ア 提供する全メニューにエネルギー及び食塩相当量の表示

イ 3メニュー以上に、主要5項目(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量)の栄養成分表示

(3) 健康メニュー提供の店(三ツ星☆☆☆) 別表第2に掲げる健康メニューの基準を満たすメニューをいずれか1つ以上を提供していることを利用者に明示し、かつ、該当するメニュー項目の基準となる栄養価や量の表示を行う。

(4) 複数のサービスを提供する店(ダイヤモンド) 別表第2に掲げるバランスメニューの提供と併せて、第1号及び第2号の取組を行う。

(対象)

第4条 指定の対象となる施設は、次の各号のいずれにも該当する施設とする。

(1) 川越市内の飲食店及び弁当・惣菜販売店、スーパーマーケット、コンビニ

エンスストア、事業所給食施設等であること。

- (2) 食品衛生上の行政処分を受けたことがないこと。
- (3) 市民の健康づくり及び食生活改善に有効と思われる食事の提供、健康情報の提供に努める意思のあること。
- (4) 役員及び従業員等が、暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号）に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

（申請）

第5条 健康づくり協力店への指定を希望する施設は、「川越市健康づくり協力店」指定申請書（様式第1号）を保健所長宛てに提出するものとする。

（指定）

第6条 保健所長は、前条の規定による申請があったときは、その申請内容が適正である場合において、「川越市健康づくり協力店」指定通知書（様式第2号-1）及び川越市健康づくり協力店認定証（様式第2号-2）を交付する。

2 前項の規定による指定の区分は第3条第2項に規定する施設の区分によるものとする。

（内容変更）

第7条 健康づくり協力店の責任者は、次の内容に変更があった場合は、速やかに保健所長宛てに変更届（様式第3号）を提出する。

- (1) 屋号、所在地、電話番号
- (2) 責任者氏名
- (3) 健康サービス、栄養成分表示、対象メニュー等の内容

（廃止の届出）

第8条 健康づくり協力店の責任者は、指定の内容を廃止しようとするときは、速やかに保健所長宛てに廃止届（様式第4号）を提出する。

（指定の取り消し）

第9条 保健所長は健康づくり協力店が次の各号のいずれかに該当する場合は、「川越市健康づくり協力店」指定取消通知書（様式第5号）により、指定を取り消すものとする。

- (1) 食品衛生法上の行政処分を受けた場合

(2) 栄養成分表示上問題があった場合

(3) その他「川越市健康づくり協力店」としてふさわしくないと保健所長が判断した場合

(助言等)

第10条 保健所長は、地域の健康づくり及び食生活改善のため、必要に応じて健康づくり協力店に対し助言するとともに、協力店の活用を図るものとする。

(受動喫煙対策への配慮)

第11条 健康づくり協力店は、健康づくりの環境整備に対して一層の配慮を行うこととし、受動喫煙対策に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(ホームページへの掲載)

第12条 保健所長は、健康づくり協力店の制度及び指定状況等について、市のホームページに掲載するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する

附 則

この要綱は令和3年11月1日から施行する

別表第1（第3条関係）

健康サービスの内容

サービス項目	具体的な内容（例）
減塩対策（食塩控えめ）	<ul style="list-style-type: none"> ・減塩食品^{※1}が販売され、ポップ等で利用者に対しわかりやすくPRされている ・従来の商品に比べて減塩されている ・味付けを薄味に調整（選択）できる ・調味料が別添えになっている ・減塩調味料が使用できる
カリウムの増加	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜、果物、乳製品の摂取量増加（1日の摂取目標量についても）のPRがされている ・野菜単品メニューが用意されている（小鉢1皿70g以上）
健康情報の提供	健康情報（市から提供されたパンフレット等を施設内に掲示や健康情報をマスメディア等で発信する）

※1 次の（1）または（2）を満たしている食品とする

（1）食品表示基準（栄養強調表示）

強調表示の種類	含まない旨	低い旨	低減された旨	無添加
	絶対表示		相対表示	
表現例	〇〇ゼロ ノン〇〇 無〇〇	〇〇ひかえめ 低〇〇 〇〇ライト	〇〇30%カット 〇〇10gオフ 〇〇ハーフ	〇〇無添加 〇〇不使用
該当する栄養成分	熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類、ナトリウム			糖類、ナトリウム塩
食品100g当たり ナトリウム	5mg未満	120mg未満	120mg未満 相対差 25%以上 みそ 15%以上 しょうゆ 20%以上	①いかなるナトリウム塩も添加されていない（塩化ナトリウム、リン酸ナトリウム等） ②ナトリウム塩に代わる原材料又は添加物を使用していない（ウスターソース、しょうゆ等）

(2) JSH減塩食品

対照品（同質・同量）もしくは通常品より食塩相当量は20%以上減じたものであると共に、ナトリウム塩は100gあたり120mg以上を減じたもの

別表第2（第3条関係）

健康メニューの基準

メニュー項目	1食分(※)当たりの基準
バランスメニュー	① 主食・主菜・副菜がそろっている 食塩相当量 3.0 g 未満 野菜量 120 g 以上 エネルギー 概ね500～700kcalの範囲 ② 埼玉県コバトン健康メニューとして指定を受けている ③ スマートミール（主食・主菜・副菜がそろい栄養バランスのとれた「健康な食事」）の認証を受けている
食塩控えめメニュー	1食当たり 食塩相当量 3.0 g 未満
野菜たっぷりメニュー	1食当たり 野菜量 120 g 以上

※ おかず単品やサイドメニュー等のみは該当しない